

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休むる日  
の翌日)

◇規 則 鳥取県本庁事務決裁規則の一部を改正する規則  
鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

## 規 則

鳥取県本庁事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第四十六号

鳥取県本庁事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三の商工指導課の項部長専決事項の欄中第十四号から第十六号までを削り、第十七号から第二十二号までを三号ずつ繰り上げ、第二十三号から第二十九号までを削る。

別表第三の商工指導課の項課長専決事項の欄第十六号から第二十六号ま

でを削る。

別表第三の工業開発課の項課名の欄中「工業開発課」を「商工振興課」に改め、同項部長専決事項の欄に次の各号を加える。

五 貿易のあつせんに関する事務

六 県物産の紹介、あつせん及び販路の拡張に関する計画の作成

七 博覧会、展示会及び見本市等への県物産の出品に関する計画の作成

八 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条第一項の規定による高圧ガスの製造の許可

(二) 第九条の規定による第一種製造者等の許可の取消し

(三) 第十一条第三項の規定による第一種製造者の製造のための施設等の修理等の命令

(四) 第二十二条第一項の規定による高圧ガスの輸入の許可

(五) 第三十条の規定による販売主任者免状の返納の命令

(六) 第三十一条第二項の規定による販売主任者試験の施行

(七) 第三十四条の規定による作業主任者若しくはその代理者、販売主任者又は取扱主任者の解任の命令

(八) 第三十八条第一項の規定による第一種製造者、販売業者又は高圧ガスの貯蔵等の製造、販売若しくは貯蔵の許可の取消し又はこれらに對する製造、販売若しくは貯蔵の停止の命令

(九) 第三十八条第二項の規定による第二種製造者又は特定高圧ガス消費者に對する製造又は消費の停止の命令

(十) 第三十九条の規定による緊急の必要があるときの第一種製造者に對する製造のための施設の使用の禁止等の命令等の措置の施行

- (二) 第七十六条の規定による第一種製造者等の許可の取消し等の処分に係る聴聞の施行
- 九 高圧ガス取締法施行令(昭和二十六年政令第三百五十号)第六条の規定により知事の権限に属するものとされた高圧ガス取締法に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第三十条の規定による作業主任者免状の返納の命令
- (二) 第三十一条第二項の規定による作業主任者試験の施行
- (三) 第四十一条第三項の規定による容器製造者の製造のための設備等の修理等の命令
- (四) 第五十二条第四項の規定による検査主任者の解任の命令
- (五) 第五十三条の規定による容器検査所の登録の取消し又は容器再検査の停止の命令
- (六) 第五十六条第一項の規定による容器検査に合格しなかつた容器のくず化等の処分命令
- 十 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第四十三条の規定による他人の土地への立入の許可
- (二) 第四十四条第二項の規定による植物の伐採若しくは移植についてのガス事業者と植物の所有者との協議がととのわなとき等の場合の裁定
- (三) 第四十五条第二項の規定によるガス事業者が他人の土地に立ち入った場合等における土地の所有者等とガス事業者との損失の補償についての協議がととのわなとき等の場合の裁定
- 十一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第五条の規定による火薬類の販売の営業の許可
- (二) 第八条の規定による火薬類の販売の営業の許可の取消し
- (三) 第十一条第三項の規定による貯蔵者に対する技術上の基準に従つて火薬類を貯蔵すべきことの命令
- (四) 第二十四条第一項の規定による火薬類の輸入の許可
- (五) 第二十七条第一項の規定による火薬類の廃棄の許可
- (六) 第三十一条第三項の規定による丙種火薬類製造保安責任者免状に係る試験、甲種火薬類取扱保安責任者免状に係る試験又は乙種火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施
- (七) 第三十一条第五項の規定による火薬類取扱保安責任者免状の返納の命令
- (八) 第三十四条第二項の規定による火薬庫の所有者等に対する取扱保安責任者等の解任の命令
- (九) 第五十四条第一項の規定による販売業者の許可の取消し等の処分に係る聴聞の実施
- 十二 火薬類取締法施行令(昭和二十五年政令第三百二十三号)第七条の規定により知事の権限に属するものとされた火薬類取締法に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第三条の規定による火薬類の製造の営業の許可
- (二) 第八条の規定による火薬類の製造の営業の許可の取消し
- (三) 第九条第三項の規定による製造業者の製造施設等の修理等の命令
- (四) 第三十四条第一項の規定による製造業者に対する製造保安責任者等の解任の命令

- (四) 第四十四条の規定による火薬類の製造の営業又は販売の営業の許可の取消し
- (六) 第四十五条の規定による緊急の必要があるときの製造業者等への製造施設の使用の一時停止の命令等の措置の実施
- 十三 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百十五号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十七条の規定による猟銃等の製造の事業の許可又はその申請の内容が一定の要件に不適合である旨の通知
- (二) 第十八条の規定による猟銃等を試験的に製造することの許可
- (三) 第二十条において準用する第六条の規定による猟銃等の製造又は販売の事業の許可の取消し
- (四) 第二十条において準用する第九条第三項の規定による猟銃等の製造のための設備又は保管のための設備の修理等の命令
- (五) 第二十条において準用する第十五条の規定による猟銃等製造若しくは販売の事業の許可の取消し又はその事業の停止命令
- (六) 第二十九条の規定による猟銃等の製造の事業の許可の取消し等の処分に係る聴聞の実施
- 十四 電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第四条第四項の規定による電気工事士免状の返納の命令
- (二) 第五条第二項の規定による電気工事士試験の施行
- 別表第三の工業開発課の項課長専決事項の欄に次の各号を加える。
- 五 高圧ガス取締法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第六条の規定による高圧ガスの販売の事業の許可
- (二) 第十二条第三項の規定による第二種製造者の製造のための施設等の修理等の命令
- (三) 第十四条第一項の規定による第一種製造者の製造のための施設の位置等の変更の工事等の許可
- (四) 第十四条の二第三項の規定による販売業者の販売のための施設等の修理等の命令
- (五) 第十四条の三第一項の規定による販売業者の販売のための施設の位置等の変更の工事等の許可
- (六) 第十五条第二項の規定による高圧ガスの貯蔵所の所有者等に対する技術上の基準に従つて高圧ガスを貯蔵すべきことの命令
- (七) 第十六条第一項の規定による高圧ガスの貯蔵所の設置の許可
- (八) 第十八条第二項の規定による高圧ガス貯蔵所の所有者又は占有者等に対する高圧ガスの貯蔵所の修理等の命令
- (九) 第十九条の規定による高圧ガスの貯蔵所の位置等の変更の工事等の許可
- (一〇) 第二十条の規定による高圧ガスの製造等の施設等の完成の検査
- (一一) 第二十条の二第一項の規定による特定施設の設置等の工事の完成前の検査
- (一二) 第二十二條第三項の規定による輸入した高圧ガス及びその容器の検査
- (一三) 第二十四条の三第三項の規定による特定高圧ガス消費者の消費のための施設等の修理等の命令
- (一四) 第二十六条第一項又は第三項の規定による危害予防規程の認可若

しくはその変更の認可又は危害予防規程の変更の命令

- ㉔ 第二十九条第三項の規定による販売主任者免状の交付
- ㉕ 第三十五条第一項の規定による特定施設の保安検査
- ㉖ 第三十九条の規定による緊急の必要があるときの第二種製造者等（第一種製造者を除く。）に対する製造のための施設等の使用の禁止等の命令等措置の施行
- ㉗ 第六十一条の規定による第一種製造者等からの業務に関する報告の徴収
- ㉘ 第六十二条の規定による高圧ガスの製造をする者等の事務所等への立入り及びその者の帳簿書類等の検査、関係者への質問又は高圧ガスの収去の実施
- ㉙ 第六十四条の規定による災害発生時の現状の変更の指示
- ㉚ 第七十四条第一項の規定による高圧ガスの製造の許可等をしたときの鳥取県公安委員会への通報
- 六 高圧ガス取締法施行令第六条の規定により知事の権限に属するものとされた高圧ガス取締法に基づく事務のうち次に掲げるもの
  - (一) 第二十九条第三項の規定による作業主任者免状の交付
  - (二) 第四十四条第一項の規定による容器等の検査又は検査を受けない容器を輸出その他の用途に供することの許可
  - (三) 第四十五条第一項又は第三項の規定による容器証明書の交付又は再交付
  - (四) 第四十八条第三項の規定による容器証明書の交付を受けていない容器への高圧ガスの充てん等の許可
  - (五) 第四十九条第一項の規定による容器の再検査

㉛ 第五十条第三項の規定による容器検査所の登録又はその登録の更新

- 新
- ㉜ 第五十四条第一項の規定による容器証明書の書換え
- 七 ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）第六条第四項又は第五項の規定に基づき知事の権限に属するものとされたガス事業法に基づく事務のうち次に掲げるもの
  - (一) 第二十八条第二項（ガス事業法第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による工作物の修理等の命令
  - (二) 第三十条第三項の規定による認可を受けた方法に従つて導管の工事をするべき旨の命令
- 八 火薬類取締法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
  - (一) 第十二条第一項の規定による火薬庫の設置等の許可
  - (二) 第十三条の規定による自己の用に供する火薬庫の所有等をしなことの許可
  - (三) 第十四条第二項の規定による火薬庫の所有者等に対する火薬庫の修理等の命令
  - (四) 第十七条の規定による火薬類の譲渡若しくは譲受けの許可、その許可の取消し又は譲渡許可証若しくは譲受許可証の交付、書換え若しくは再交付
  - (五) 第二十五条第一項又は第三項の規定による火薬類を爆発させ、又は燃焼させることの許可又はその許可の取消し
  - (六) 第二十九条第一項又は第四項の規定による販売業者の従業者に対する保安教育計画の認可若しくはその変更の認可又は保安教育計画

を定めるべき者の指定

- (イ) 第三十一条第三項の規定による丙種火薬類製造保安責任者免状、甲種火薬類取扱保安責任者免状又は乙種取扱保安責任者免状の交付
- (ロ) 第三十一条第七項において準用する第十七条第七項又は第八項の規定による火薬類取扱保安責任者免状の書換え又は再交付
- (ハ) 第三十五条の二第四項の規定による火薬庫の所有者等が行なう自主検査の立ち会いの実施
- (ニ) 第三十六条第二項の規定による火薬の安定度試験の実施の命令
- (ホ) 第四十三条の規定による製造業者等の製造所等への立入り及びその者の帳簿書類等の検査、関係者への質問又は、火薬類の収去の実施
- (ヘ) 第四十六条第二項の規定による火薬類について災害が発生した場合における当該火薬類の所有者等からの災害の日時等の報告の徴収
- (ニ) 第四十七条の規定による災害発生時の現状の変更の指示
- (ヘ) 第五十二条第一項又は第二項の規定による火薬類の譲渡若しくは譲受け等の許可をするに当たつての鳥取県公安委員会からの意見の聴取又は火薬類の販売の営業の許可等をしたときの鳥取県公安委員会若しくは海上保安庁長官への通報
- 九 火薬類取締法施行令第七条の規定により知事の権限に属するものとされた火薬類取締法に基づく事務のうち次に掲げるもの
  - (一) 第十条第一項の規定による製造業者の製造施設の位置等の変更の許可
  - (二) 第十五条の規定による製造施設又は火薬庫の完成検査
  - (三) 第二十八条第一項又は第三項の規定による危害予防規程の認可若

しくはその変更の認可又は危害予防規程の変更の命令

- (四) 第二十九条第一項又は第四項の規定による製造業者の従業者に対する保安教育計画の認可若しくはその変更の認可
- (ロ) 第三十五条第一項の規定による火薬類の爆発又は発火の危険がある製造施設等の保安検査
- (ハ) 第三十五条の二第四項の規定による製造業者が行なう自主検査の立ち会いの実施
- (ニ) 第四十二条の規定による事業等に関する報告の徴収
- (ホ) 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
  - (一) 第十五条の規定による火薬庫外で貯蔵する場合のその場所の指示
  - (二) 第四十条の規定による譲渡許可証又は譲受許可証の交付
- 十一 武器等製造法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
  - (一) 第十九条第一項の規定による猟銃等の販売の事業の許可又はその申請の内容が一定の要件に不適合である旨の通知
  - (二) 第二十条において準用する第八条第一項の規定による製造し、又は販売する猟銃等の種類の変更の許可又はその申請の内容が一定の要件に不適合である旨の通知
  - (三) 第二十条において準用する第十二条第一項の規定による猟銃等を製造し、又は販売する事業者の工場又は事業場の移転の許可又はその申請の内容が一定の要件に不適合である旨の通知
  - (四) 第二十五条第一項の規定による猟銃等製造業者又は猟銃等販売業者の工場、事業場等への立入り及びその者の帳簿等の検査又は

関係者への質問の実施

第二十八条の規定による銃銃等の製造の事業の許可等の処分をし  
たときの鳥取県公安委員会への通報

十二 電気工事士法第四条第一項の規定による電気工事士免状の交付

十三 電気工事士法施行令(昭和三十五年政令第二百六十号)に基づく  
知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条の規定による電気工事士免状の再交付

(二) 第五条の規定による電気工事士免状の書換え

十四 電気用品取締法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)第五  
条第五項の規定により知事の権限に属するものとされた電気用品取締  
法(昭和三十六年法律第二百三十四号)に基づく事務のうち次に掲げ  
るもの

(一) 第四十五条第一項の規定による販売事業者の業務に関する報告の  
徴収

(二) 第四十六条第一項の規定による販売事業者の事務所等への立入り  
及び家庭用品等の検査又は関係者への質問の実施

十五 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十三条の二の規  
定による通商産業局長に対する公益の保護についての必要な措置の要  
求

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十七号

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十  
八号)の一部を次のように改正する。

別表第二の地方農林振興局長の項第五十号中(ウ)とし、(イ)を削り、(ロ)  
の次に、(ウ)及び(ロ)として次のように加える。

(ウ) 第八十九条の二第九項において準用する第五十五条の規定による  
県営土地改良事業についての換地処分に係る土地及び建物について  
の登記の嘱託

(ウ) 第一百十三条の三の規定による県営土地改良事業を行なう場合の管  
轄登記所への届出

(ロ) 第一百十四条の規定による県営土地改良事業に係る土地の分割又は  
合併の手続

別表第二の地方農林振興局長の項中第五十一号を第五十三号とし、第五  
十号の次に次の二号を加える。

五十一 土地改良登記令(昭和二十六年政令第四百十六号)に基づく知  
事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十三条の二の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域  
内の土地の表示の変更の登記の嘱託

(二) 第三十三条の三の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域  
内において農地の保全又は利用上必要な施設の敷地を取得した場合

における所有権移転の登記の嘱託

㉑ 第五十四条の規定による国営土地改良事業により売り渡すべき土地を造成する目的をもつて埋め立て、又は干拓された土地の配分通知書を受けて所有権を取得した者がある場合の当該土地の表示の登記の嘱託

五十二 県営土地改良事業又は知事が委任を受けて行なう国営土地改良事業の施行により農用地の保全又は利用上必要となる土地、建物、立木その他土地に定着する物件について所有権等による権利又は使用及び収益を目的とする権利を有する者との買収又は補償に係る契約の締結

別表第二土木出張所長の項第一号から第三号まで中「百万円未満」を「三百万円未満」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 請負対象設計金額が三十万円未満の土木工事に係る請負契約を随意契約の方法により締結することの決定

別表第二土木出張所長の項第七号、第八号並びに第九号(一)、(二)、(三)、(四)及び(五)中「百万円未満」を「三百万円未満」に改め、同項第九号(三)の次に(三)として次のように加える。

(三) 第三十条第二項の規定による工事の出来形部分の検査のうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るものの検査

別表第二土木出張所長の項第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二 砂防指定地取締規則(昭和二十三年三月鳥取県規則第十九号)第一条の規定による牧畜等の行為の許可(仮設工作物以外の工作物の新設及び千立方メートル以上の土石の採取に係るものを除く。)

別表第四地方農林振興局長の項第十号から第十二号までを削る。

別表第四土木出張所長の項第一号中「百万円以上」を「三百万円以上」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の日前に鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)別表第三土木部共通の項課長専決事項の欄第四号(若しくは(四)又は別表第四第二号の規定による権限に基づき、請負代金の前払い又は部分払いをした土木工事に係る請負代金の支払い又は部分払いの権限については、この規則による改正後の鳥取県地方機関等事務決裁規則別表第二土木出張所長の項第九号(三)又は(四)の規定にかかわらず、なお従前の例による。